

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月5日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第3号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(年次休暇の日数)</p> <p>第6条 条例第10条第1項第1号の人事委員会規則で定める年次休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>(1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日</p>	<p>(年次休暇の日数)</p> <p>第6条 条例第10条第1項第1号の人事委員会規則で定める年次休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>(1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数<u>（条例第2条第3項又は第4項の規定により定められた勤務時間が29時間以上の職員にあっては、1週間の勤務日の日数を5日とみなす。）</u>を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日</p>

改正前	改正後
<p>当たりの平均勤務時間数（同条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を1週間当たりの平均勤務日数で除して得た時間数をいう。以下同じ。）を1日として日に換算して得た日数</p>	<p>当たりの平均勤務時間数（同条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を1週間当たりの平均勤務日数（<u>同条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間が29時間以上の職員にあつては、1週間当たりの平均勤務日数を5日とみなす。</u>）で除して得た時間数をいう。以下同じ。）を1日として日に換算して得た日数</p>

様式第1号から様式第4号までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、様式第1号から様式第4号までの改正規定は、公布の日から施行する。